

『トピカ』における「分有」について

高橋 祥吾

1. 目的

本稿では、アリストテレスの『トピカ』の中で、分有という言葉が、どのような意味で用いられているのかを考察する。今回考察する「分有」という言葉は、アリストテレス哲学の術語というよりは、むしろプラトン哲学の術語という感があるが、実際のところアリストテレスは、プラトンの影響を強く受けている事は間違いないであろう。従って、アリストテレスが、この「分有」という言葉をどのように用いているのかを調べる事は、プラトンからの影響を探るという意味で有意義であると思われる。しかしながら、本稿の最終的な目的は、プラトンからの影響という点よりも、分有が『トピカ』の中で、如何なる役割を持たされているのかということにある。『トピカ』の中で分有が持ち出される箇所は、『トピカ』の全体からすると非常に限定的である。実際のところ第4巻と第5巻に出てくるだけである。これらは、想定されている『トピカ』の執筆年代としては、初期に書かれたとされる巻¹である。そして、とりわけ第4巻は、類についてのトポスが列挙されている巻である。そもそも類という概念自体が、アリストテレスのオリジナルの概念ではなく、プラトンの哲学に影響されていると思われる。そのため、類を扱った巻で、分有という概念が用いられることは不可思議な事ではない。実際、第4

巻に限るならば、分有という言葉は、比較的良くする目にする用語となっている。以上を踏まえて、アリストテレスが「分有」という概念によって、類という概念をどのように説明しているのかを調べることにする。実際のところ、分有関係にあるものは、種類関係にあるようにも見える。しかし、分有という言葉自体は、第1巻で述べられている類の定義では採用されることはなく、それゆえ類の定義としては不十分であることが伺われる。以上の点を考慮に入れながら、分有の用例を調べることで、アリストテレスが分有という概念をどのように理解していたのか、そして類をどのように理解しているのか、その一端を明らかにできるであろう。推測を言えば、『トピカ』における分有は、類における述語付けと同じ役割をしている。つまり、AがBを分有しているということは、BがAに類として述語付けられていることと同義であると思われる。従って、ある2項について分有関係が成り立つならば、その2項は類と種の関係にあるということになるだろう。この推測が正しければ、以下の考察では、分有が四つの述語様式のうち、類のみを限定するものであること、その結果として類の定義「『何であるか』の中で述語付けられているもの」という規定に即したものであることを確認することになるだろう。

2. 『トピカ』における分有を用いたトポス

すでに述べたように、『トピカ』において分有が用いられる箇所はわずかである。分有が語られている箇所は、主として第4巻であり、そ

¹本稿では第5巻の内容は積極的に扱わない。そのため第5巻の偽作問題は、今回は問題にしない。本稿では第4巻を中心に扱う。もし、第5巻が、アリストテレスの真作ではなかったとしても、その著者は、第4巻の内容と矛盾しないように書いたのではないかと考えられる。

ここでは分有の定義も述べられている。分有の定義は次のように言われている。

そしてまた類が、類の中で立てられたものを分有することが必然であるか、あるいはあり得ることかを考察するべきである。そして、分有の定義は、分有されるものの説明方式を受け入れるものである。ゆえに、一方で種が類を分有し、類が種を分有しないことは明らかである。というのは、まず種は類の説明方式を受け入れるが、他方で類は種の説明方式を受け入れないからである。

ゆえに、問答の相手によって与えられた類が、種を分有するか、分有し得るかどうかを考察するべきである。例えば、人が何かを「有るもの」、あるいは「一」の類として与えた場合のように、というのは、この場合、類が種を分有する事が結果するだろうからである。なぜなら、存在するものすべてについて、「存在」と「一」は述語付けられるからである。その結果として、それらの説明方式も述語付けられるだろうからである。(Top., 121a10-19)

ここ箇所で分有は、分有する対象の説明方式を受け入れるものと述べられている。「定義を受け入れる」とはどのようなことであるのか。その後用いられている例では、存在するものすべてに、「存在」が述語付けられるので、「存在」が類であり、存在するものが種とされている²。そして、「存在」の定義もまた述語付けられると言われている。このことから、定義を受け入れることは、定義が述語付けられることでもあると考えられる。『カテゴリーアイ』でも、種が類の定義を受けれることが述べられている(Cat., 3b2-5)。

そして、種が類を分有しても、逆に類が種を分有することがないことから、分有関係にあるものは、定義や固有性にはならないことが結果する。なぜなら、定義や固有性の場合、定義項と被定義項の外延が等しくなっていなければならないからである。しかし、分有関係にある2項の外延は、等しくなることはない。もし、分

²ただし、『形而上学』において、「存在」や「一」は類ではないことが主張されている。この箇所は、あくまで例であり、アリストテレス自身の見解そのものという訳ではないと思われる。むしろアリストテレスの場合、「存在」や「一」は、あらゆるものに述語付けられるため、「類」ではあり得ない。アレクサンドロスによると、ここでの例のように、「存在」や「一」を「或るもの」の種としたのは、ストア派であるらしい。Cf. Alexander; in Top., p. 301

有関係において、2項の外延が等しい場合があるならば、類が種を分有することが可能になってしまうだろう。

さらにアリストテレスは、ある種を分有するのは、その種の類も分有すると言う。

また、類の中に置かれているものは、如何なる種も分有し得ないかどうかを考察するべきである。というのは、(その置かれているものが)最初の分割に従った種のうちの何かであるのでなければ、如何なる種も分有しないものは、その類を分有する事が不可能であるからである。そして、これらのものは、ただ類だけを分有する。ゆえに、「動」が快樂の類と立てられたならば、快樂が場所の移動でも、性質の変化でもなく、また与えられた残りの「動」のうちの如何なるものでもないかどうかを考察するべきである。というのは、種のうちの如何なるものも分有しないであろうことは明らかであるから。その結果として、類を分有する事もないだろうことも明らかである。なぜなら、類を分有するのは、種のうちの何かも分有することができるが必然であるからである。従って、快樂は「動」の種ではないだろうし、また「動」のある種のもとにある不可分なものの中のいずれでもない。というのは、その不可分なものども、類と種を分有するからである。例えば、ある特定の人間が、「人間」(という種)も「動物」(という類)も分有するように。(Top., 121a27-39)

この箇所では、ある類と種の関係にある2項に対して、さらに下位の位置に分類されるものが想定されている。ここでは、それが「不可分なもの」と呼ばれ、特定の個物のことを意味している。ここでは、特定の個物が種を分有し、さらに類も分有すると説明されている。そして『カテゴリーアイ』では、分有すると言う代わりに、述語付けられると表現を変えて類似の説明がなされている(Cat., 2a19-27)。さて、以上から、アリストテレスは種が類を分有することと、類が種に述語付けられることを、等しく扱っているように見える。もちろん、両者が等しいものではない事は明らかである。例えば「人間が歩く」と言う場合、「歩く」が「人間」に述語付けられているが、「人間」が「歩く」を分有することはあり得ない事である。端的な述語付けは、分有と等しいものではない。分有は、端的な述語付けとは異なる。ただし、ある特定の条件下での述語付けは、分有と同じ役割を果た

すように思われる。実際のところ、分有関係によって、何が規定されているのだろうか。問答の際に与えられた類が、分有するかどうかを考察することで、類であることが無条件に結論されるのであろうか。分有が関係する他のトポスではどのように言われているのだろうか。

また、何らかの点で、種が述べられた類を分有するかどうかを考察すべきである。というのは、類は何らかの点で分有されるものであるとは思われないからである。というのは、人間は何らかの点で動物であるのではないし、読み書きの知識も何らかの点で知識であるのではないからである。そして、他のものについても同様である。

ゆえに、類が何らかの点であるものどもについて分有されるかどうかを考察せよ。例えば、「動物」がまさに「感覚されるもの」、あるいは「見られるもの」と述べられる場合のように。というのは、何らかの点で動物は感覚されるものであるか、見られるものであるから。というのは、身体という点で、動物は感覚されるものであり、見られるものであるが、しかし魂という点ではそうではないからである。その結果として、「見られるもの」も「感覚されるもの」も「動物」の類ではないであろう。（*Top.*, 126a17-25）

このトポスでは、「何らかの点で」分有されるものは、類ではないと主張されている。このトポスで挙げられている、「見られるもの」や「感覚されるもの」は、「動物」にとっては付帯性である。なぜなら、すでに述べたように分有関係が成り立つという時点で、固有性や定義であることは不可能であり、さらに類でもないとするならば、残る述語様式は付帯性しか残されていないからである。この例の場合、身体という観点に基づけば、動物は感覚されるものであるということで、条件付きでの分有関係が認められているように見える。これは、先に述べた、述語付けが条件付きで類を限定し得る場合と対照的である。ただし、述語付けの場合と違い、分有の方は、条件付きで分有されたものが、付帯性であることを示すために用いられてはいない。ここで挙げられているトポスも、問答の相手が、「感覚される」が「動物」を分有するゆえに、類であると主張した場合に対応するためのトポスという意味合いが強い。分有関係は、あくまで類種関係を示すものであって、それ以

外の関係を示すものとして用いられるものではないだろう。

しかし、ある2項間に分有関係が成立すれば、その2項が必然的に類と種であると主張できるのであろうか。この点に関してアリストテレスが挙げるトポスの中で次のような発言がある。

さらに、問答の相手によって与えられた類が、全く如何なるものの類でもないかどうかを考察すべきである、というのは、そのような場合は、その類は、語られたものの類でもないことは明らかであるからである。そしてこのことを、与えられた類を分有するものどもが何も異ならないことから考察すべきである。例えば、個々の白の場合のように。というのは、これらの白は、種においてお互いに何も異ならないが、しかしあらゆる類の諸々の種は異なるものだからである。従って、白は如何なるものの類でもないであろう。（*Top.*, 127a20-25）

アレクサンドロスによれば³、このトポスで主張されている事は、「動物」は、「人間」や「馬」や「鳥」などの種に対して類となるが、「人間」や「馬」は、個々の人間や馬を種として、類となることはないということである。「かぎ鼻」や「獅子鼻」、「男性である」、「女性である」といった個々の人間に属するであろう性質は、「人間」という種に対して種差の役割をしておらず、付帯性に過ぎないのである。

このように、このトポスでも、また先に挙げた121a27-39でも、個々の人間は「人間」という種を分有すると言われていたが、このような個物が種を分有する場合は、類種関係を表さないことになる。従って、分有関係と類種関係は等しくないということになる。

また、第5巻では、類にとって固有性となるものが、類を分有するもの、つまり種にも帰属することとしても、その属性が種に帰属するのは、種が類を分有しているからであり、その属性は種の固有性でないことが指摘されている（*Top.*, 134b1-4; 134b18-22）。この箇所では、「感覚すること」は、「人間」についても述べられるけれども、それは「人間」が類である「動物」を分有しているからであると説明されている。この場合、「感覚すること」は、「人間」の付帯性ということになるだろう。また、「生

³Alexander, in *Top.*, p. 357-8

きること」をある特定の生物の固有性とするとは、分有することで帰属するものを固有性として与えていると言う。つまり、ある特定の生物は「生物」という類を分有するため、「生きること」がある特定の生物に帰属するのである。

すでに、類を分有するものである種は、類の説明方式を受け入れ、類の説明方式は種に述語付けられることは述べたが、類の特性も、類を分有する種に述語付けられると言うことができるであろう⁴。

3. まとめ(述語付けとの違い)

以上のように、『トピカ』における分有の扱いは、類種関係を吟味するためにもっぱら用いられるものであることが分かる。問答の相手によって提示される類が、本当に類であることを吟味するためのトポスとして現れるが、分有関係が認められるからといって、必ずしも類種関係関係が保証される訳でもないことも明らかとなった。分有は、類と種との間だけでなく、種と個物の間でも成立する。アリストテレスが『トピカ』のなかで挙げている例にも、少くない割合で、種と個物の分有が挙げられている。そのため、分有することは、第1巻の類の定義に用いられなかったことは当然であろう。また、述語付けとの関係はどうであろうか。はじめの推測では、類における述語付けの関係が、分有関係と等しいと思われた。この推測はある程度は当たっていたように思う。というのは、類を種が分有し、種を個物が分有し、その逆はないように、類における述語付けも、種に類が述語付けられ、個物に種が述語付けられる。そしてその逆の関係にはならない。しかし、類を特定するためには、個物を種と見なすことのないようにしなければならない⁵。この点を踏まえて、

⁴この箇所の文脈は、厳密には本稿の考察とは異なる文脈である。というのは、固有性は、固有性が帰属する基体以外の他のものには帰属しない。しかし、類にとって固有性である属性は、その種に述語付けられても真でなければならない。そのため、見かけ上、固有性と言われるものが、複数のものに帰属するように見えるが、そうではないということを、この箇所でアリストテレスは指摘しているのだと考えられる。この場合、類の固有性は、種にとっては付帯性となる。Cf. Reinhardt, T., p. 32

⁵問答相手を論難する立場の場合は、その逆をしなければならない。

第1巻5章の類の定義(*Top.*, 102a31-32)を見ると、類は「種において異なる数多くのものどもについて、『何であるか』の点で述語付けられているもの」と規定されている。定義の前半部にあたる「種において異なる数多くのものどもについて」という部分で、個物に種が述語付けられている場合が排除されていることが判る。逆に言えば、「『何であるか』の点で述語付けられているもの」という部分は、分有と互換可能な部分であると言えるのではないだろうか。

またさらに、分有は、次のような役割も果たす。すなわち、はじめに与えられている分有の定義から、分有するものは、分有されるものの説明方式を受け入れるため、類を分有する種に対して、類が述語付けられるだけでなく、類の説明方式も述語付けられることになるからである。実際に 122b7-11 において、このことを利用したトポスが挙げられている。そして、この点は『カテゴリー』でも述べられていることとも一致する。

以上から、アリストテレスは類種関係にある二つのものが、分有関係にもあると見なしていたことは間違いのないと思われる。それゆえに、『トピカ』の中で、類を吟味するにあたって有効なトポスとして扱われていると考えられる。むしろ、類を分有するからこそ、種は種と呼ばれると言うべきかもしれない。類種関係は、必然的に分有関係を伴う。しかし、個物のことを考慮する必要があるため、分有関係が類種関係を必然的に伴うと言うことはできない。アリストテレスから見た分有は、類種関係にとっての必要条件となっていると考えられる。このような両者の密接な関係は、両概念ともにプラトンに由来するからではないかと思われる。そして、プラトンによる用法と、アリストテレスとの違い、さらに『トピカ』の中では以上のような役割を持っていた分有が、アリストテレスの他の著作ではどのように扱われているのか。以上の点が新たな課題となるが、これらのことについては稿を改めたい。

文献

池田康男(訳), (2007), アリストテレス『トピカ』(西洋古典叢書), 京都大学学術出版会

『トピカ』における「分有」について（高橋祥）

Reinhardt, T., (2000), *Das Buch E der Aristotelischen Topik: Untersuchungen zur Echtheitsfrage*, Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht.

Wallies, M. (ed.), (1891), *Alexandri Aphrodisiensis In Aristotelis Topicorum Libros Octo Commentaria*, CIAG II.2, Berlin: G. Reimer.

（たかはし しょうご， 広島大学 [哲学]）